

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったりしたときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の国税があり、督促をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。

このような税務署長の処分に不服があるときは、税務署長に対する「再調査の請求」、又は国税不服審判所長に対する「審査請求」のいずれかを選択して不服申立てをすることができます。

再調査の請求又は審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定を経た後の処分になお不服があるときは、再調査決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に審査請求を行うことができます。

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を提起することができます。